平成２６年（フ）第４０２３号
東京都板橋区大谷口上町51番10号
破産者　株式会社シー・アイ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０２７号
千葉県銚子市明神町１丁目148番地の１
破産者　有限会社大日精工
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０２８号
千葉県銚子市明神町１丁目148―１
破産者　大割　福司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０４２号
東京都文京区音羽１丁目26番11号
破産者　ジーフェイス株式会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０４３号
東京都台東区西浅草２丁目18―９―101
破産者　杉澤　直基
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０４４号
東京都中央区勝どき４丁目７番19号
破産者　有限会社イワオ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０４５号
東京都江戸川区船堀６丁目４―24―406
破産者　小野　岩男
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０４６号
東京都江戸川区船堀６丁目４―24―406
破産者　小野　イシ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０７８号
東京都目黒区五本木１丁目１番５号
破産者　株式会社ＩＴＭ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０７９号
東京都目黒区五本木１丁目１―５
破産者　住田　幸司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０９１号
東京都羽村市双葉町２丁目20番51号
破産者　株式会社マープテクノ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０９２号
東京都立川市上砂町５丁目59―１―407
破産者　小熊　昌利
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０９７号
東京都千代田区神田和泉町２番地11
破産者　信章工業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１１４号
東京都中野区沼袋１丁目31―12―101
破産者　玉榮　照代
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１３６号
東京都江東区森下３丁目11番13号
破産者　堀内紙業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１３７号
東京都葛飾区新小岩１丁目27―10―101
破産者　堀内　保志
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１３８号
千葉県山武郡芝山町山中678　介護老人保健施設二川苑、住民票上の住所東京都葛飾区新小岩１丁目27―10―101
破産者　堀内　幸子
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１９５号
東京都文京区本郷１―33―12―202、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区一番町15番20号
破産者　エム・エフ・ジー株式会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２２３号
東京都千代田区麹町２丁目５番20号
破産者　株式会社峰一商事
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２２４号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷６丁目９―12―1413
破産者　橋本　弘毅
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２２５号
東京都新宿区西五軒町３―10―203
破産者　陶　　偉新
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２４０号
東京都千代田区九段南３丁目７番８号　九段ＭＭＩビル４階
破産者　有限会社パレット
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部